

『被災地の暮らしと法律に関する意識調査（宮城県東松島市調査）』

調査結果の速報

2015 年 5 月 28 日
東京大学社会科学研究所
佐藤 岩夫

私たちの調査グループは、2015 年 2 月に、宮城県東松島市に所在する仮設住宅および災害復興公営住宅の入居者を対象として、東日本大震災の被災者が経験した法的トラブルおよびそれを解決するために被災者が行った相談や解決の行動を尋ねるアンケート調査を実施した。被災者に対する法的支援の施策の充実・改善に向けた手がかりを得ることが目的である。

調査からは次の知見が得られた。

- (1) 回答者の 3 分の 2 (65.2%) が、東日本大震災後、自分または家族が何らかの法的トラブルを経験したと回答した。具体的なトラブルで多かったのは、「自治体による土地の買い上げに関する問題」、「義援金・災害支援金等の給付金に関する問題」、「土地・建物の売買、建築など」、「借金」、「年金・福祉」などである。
- (2) 法的トラブルを経験した回答者の半数以上 (55.6%) が、そのトラブルを解決するために法律専門家（弁護士・司法書士）に相談している。相談先としてとくに多くあげられたのは「法テラスの事務所・出張所」である。2012 年 2 月に東松島市に開設された日本司法支援センター（法テラス）の被災地出張所（「法テラス東松島」）が、被災者の法律相談を促進する上で大きな効果を発揮していることを示す結果である。
- (3) 法律専門家に相談している場合としていない場合とを比較すると、法律専門家に相談している場合に法的トラブルの解決率が高い結果である。
- (4) 東日本大震災の被災者の法律相談を無料とする「震災特例措置」について、制度が開始してから 3 年がたつ調査時点でも、回答者の約 4 割 (41.2%) が「この制度のことは知らない」と回答している。この特例措置は 2018 年 3 月まで延長されたが、制度延長の効果をいかすためには、制度の一層の周知をはかる必要がある。
- (5) 近隣とのつきあいや助けあいの関係が、震災前と比べて弱まっている。仮設住宅や災害復興公営住宅で孤立する被災者が増えないように、日常的な見守りや支援の活動が重要である。

6 月末頃をめどに、調査結果の報告書（基礎集計書）をとりまとめる予定である。

《問い合わせ先》
〒113-0033
東京都文京区本郷 7-3-1
東京大学社会科学研究所
佐藤 岩夫
e-mail: iwsato@iss.u-tokyo.ac.jp

<資料>

1. 調査の概要

図表 1 調査の概要

調査名称	被災地の暮らしと法律に関する意識調査（宮城県東松島市調査）
調査実施時期	2015 年 2 月
調査対象者	宮城県東松島市に所在する仮設住宅および災害復興公営住宅に居住する被災者（全世帯）
調査方法	調査票を戸別配付、郵送による回収
調査実施数	1,252 戸 （内訳：仮設住宅 939 戸、災害復興公営住宅 313 戸）
有効回収数	250 票 （内訳：仮設住宅 188 票、災害復興公営住宅 62 票）
有効回収率	20.0% （内訳：仮設住宅 20.0%、災害復興公営住宅 19.8%）
調査主体	東京大学社会科学研究所佐藤岩夫研究室 ※ 全国の大学の研究者が調査の企画・準備に参加 ※ 調査実施は調査会社に委託
調査予算	独立行政法人日本学術振興会 科学研究費補助金（基盤研究 B：2013～2015 年度）
報告書	基礎集計書を 2015 年 6 月末頃刊行予定

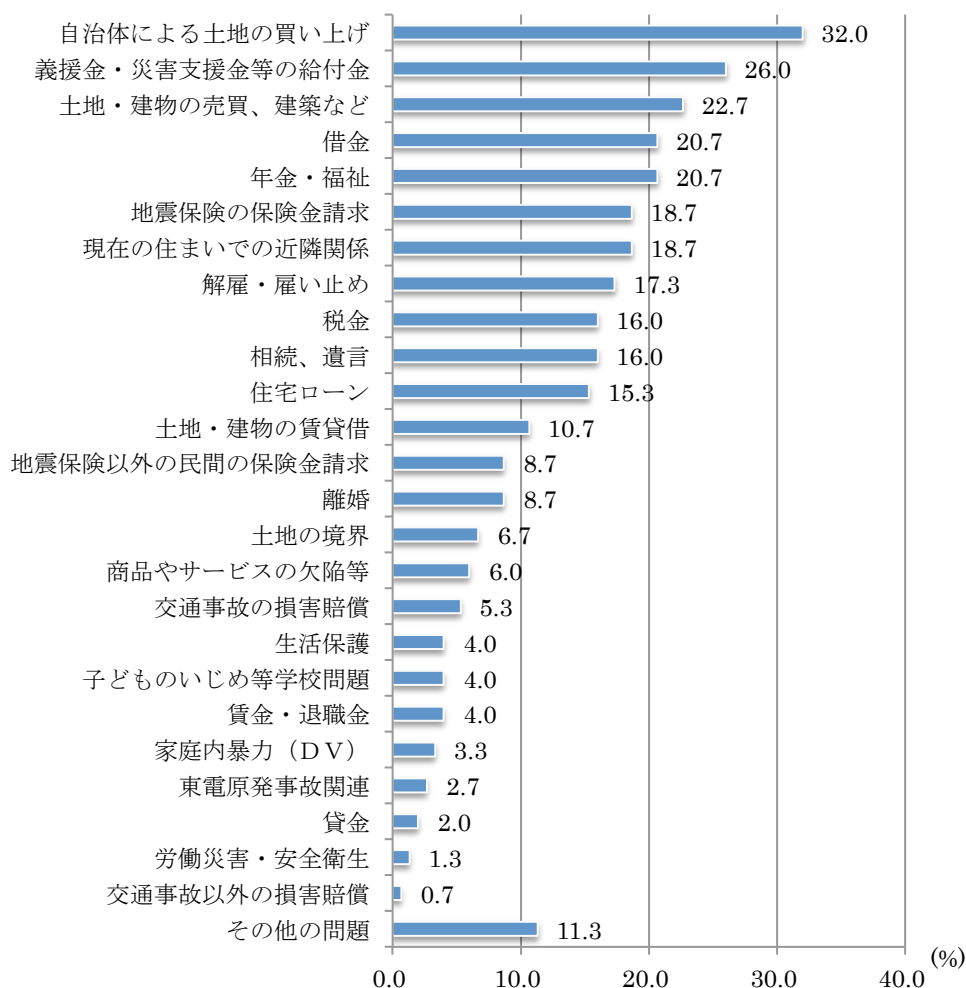
2. 震災後の法的トラブルの経験：回答者の 3 分の 2 が何らかの法的トラブルを経験

「震災発生からこれまでの間に、あなたやご家族は、次のような法的問題¹を経験したことはありますか」の質問に対して、回答者（230 人）のうち、何らかの法的トラブルを「経験した」が 65.2%、「経験していない」が 30.9%、「わからない」3.9%がであった。回答者のうち 3 分の 2（65.2%）が、東日本大震災後、自分または家族が何らかの法的トラブルを経験している。

法的トラブルの経験者（150 人）が具体的なトラブルの種類として多くあげているのは、「自治体による土地の買い上げに関する問題」（32.0%）、「義援金・災害支援金等の給付金に関する問題」（26.0%）、「土地・建物の売買、建築など」（22.7%）、「借金」（20.7%）、「年金・福祉」（20.7%）などである（図表 2）。

¹ アンケート用紙では、「商品やサービスの欠陥や返品、解約」「借金」など 25 の具体的な問題および「その他の問題」の選択肢を示し（図表 2 参照）、該当するものはいくつでも○をつけてもらう形で質問した。

図表 2 震災後に経験した法的トラブルの種類（複数回答）



（注）％は、法的トラブルの経験者（150 人）に対する比率。

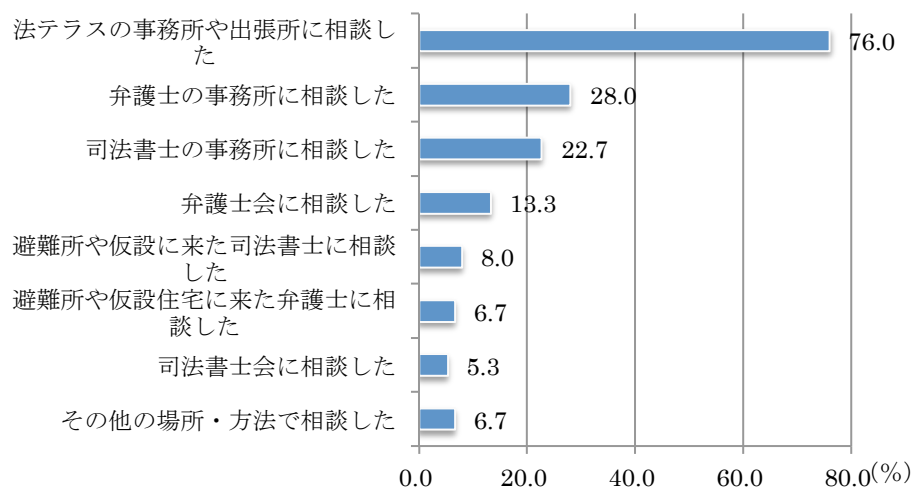
3. 法律専門家への相談：法テラスの被災地出張所が効果を発揮

震災後に経験した法的トラブルを解決するために法律専門家（弁護士・司法書士）に相談したかの質問については、回答者（135 人）のうち、「相談した」が 55.6%、「相談していない」が 40.0%、「わからない」が 4.4%である。法的トラブル経験者の半数以上（55.6%）が法律専門家に相談している。

どこで法律専門家に相談したかについては、具体的な相談先の回答者（75 人）のうち、「法テラスの事務所や出張所に相談した」（76.0%）が最も多く、次いで、「弁護士の事務所に相談した」（28.0%）、「司法書士の事務所に相談した」（22.7%）、「弁護士会に相談した」（13.3%）の順である（図表 3）。具体的な相談先を回答した人のうち 4 分の 3（76.0%）が「法テラスの事務所や出張所」に相談している。東松島市には、2012 年 2 月に、日本司法支援センター（法テラス）の被災地出張所（「法テラス東松島」）が開設されている。今回の調査結果は、「法テラス東松島」が被災者の法律相談を促進する上で大きな効果を発揮していることを示すとともに、より一般的には、被災者の法的支援のためには、被災者の

いる現地に相談窓口を設けることが効果的であることも示している²。

図表3 法律専門家への相談経路（複数回答）



（注）％は、法律専門家への相談先の回答者（75人）に対する比率。

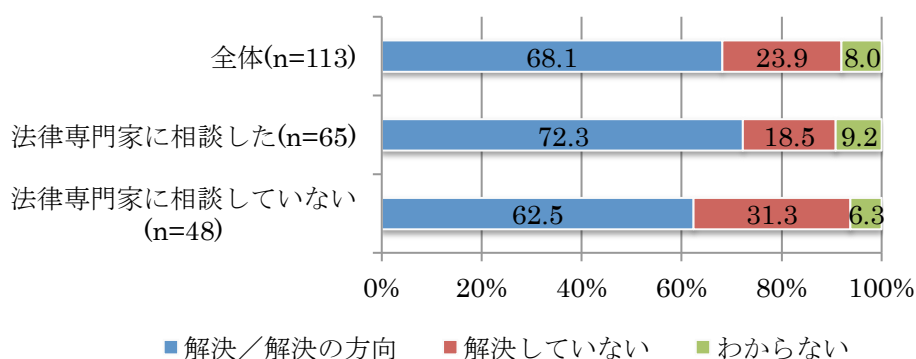
4 法律相談の有無とトラブルの解決：法律専門家に相談している場合に解決率が高い

震災後に経験した法的トラブルがすでに解決しているかの質問について、回答者（113人）のうち、「すでに解決した、または、解決の方向に向かっている」が68.1%、「解決していない」が23.9%、「わからない」が8.0%である。

この数字を、法律専門家に相談しているかどうかで分けて集計すると、法律専門家に相談している場合に法的トラブルの解決率が高い（図表4）。

法律専門家が実際にしてくれた内容としては、「話を聞いてくれた」「法律や制度に関する情報をくれた」、「問題解決の方法を教えた」、「相手方との間に入って交渉してくれた」、「不安な気持ちを落ち着かせてくれた」などが多く選択されており、法律専門家が行うこれらの助言や支援が被災者のトラブル解決を促進していることがうかがわれる。

図表4 法律専門家への相談の有無とトラブルの解決状況



² なお、質問は複数回答の質問であるが、回答では、「法テラスの事務所や出張所に相談した」と「弁護士の事務所に相談した」「司法書士の事務所に相談した」に相当数の重なりがみられる。地元の法テラス東松島を経由して弁護士や司法書士の事務所に至る流れも推測される。

5 制度の周知に課題：約4割が震災特例措置（法律相談の無料化）を「知らない」

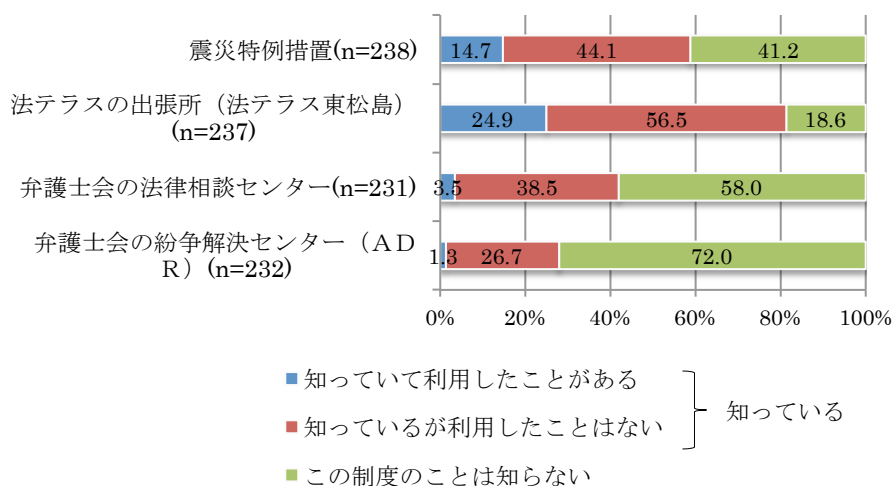
東日本大震災後、国や法テラス、弁護士会等が各種の法的支援の制度を実施している。しかし、実際に被災者にそれらの制度を役立ててもらうためには、まず制度の存在を知ってもらう必要がある。本調査では、被災者への法的支援のための各種制度の認知の状況を尋ねた（図表5）。

東日本大震災の被災者の法律相談費用を無料化する震災特例措置³については、回答者（238人）のうち、「知っていて利用したことがある」が14.7%、「知っているが利用したことはない」が44.1%、「この制度のことは知らない」が41.2%である。被災者が法律専門家に相談する際に一番頭を悩ませるのは「法律専門家、とくに弁護士に相談すると高額のコストがかかるのではないか」との不安である。震災特例措置は、この不安を払拭し被災者が安心して法律専門家に相談できるよう促す制度として、2012年4月から実施された。しかし、制度実施から3年がたつ調査時点でも、約4割（41.2%）が「この制度のことは知らない」の回答である⁴。当初3年間（2015年3月末まで）の時限措置であった震災特例措置は、現在、さらに3年間（2018年3月末まで）延長された。せっかくの制度延長の効果をいかすためにも、制度の一層の周知をはかる必要がある。

そのほか、仙台弁護士会が設置している「法律相談センター」および「紛争解決センター（ADR）」についても、「この制度のことは知らない」の回答が多く、制度の一層の周知が期待される。

一方、地元法テラスの被災地出張所（法テラス東松島）が開設されていることについては、回答者の約8割（81.4%）が「知っている」との回答である（「知っていて利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」の合計）。法テラス東松島の認知度の高さがその利用を促し（前出・図表3）、そして、実際に利用した人が多いことがさらに地域全体での法テラス東松島の認知度を高める相乗効果が推測される。

図表5 各種制度の認知の状況



³ 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（震災特例法）」（2012年3月23日成立）に基づく特例措置。

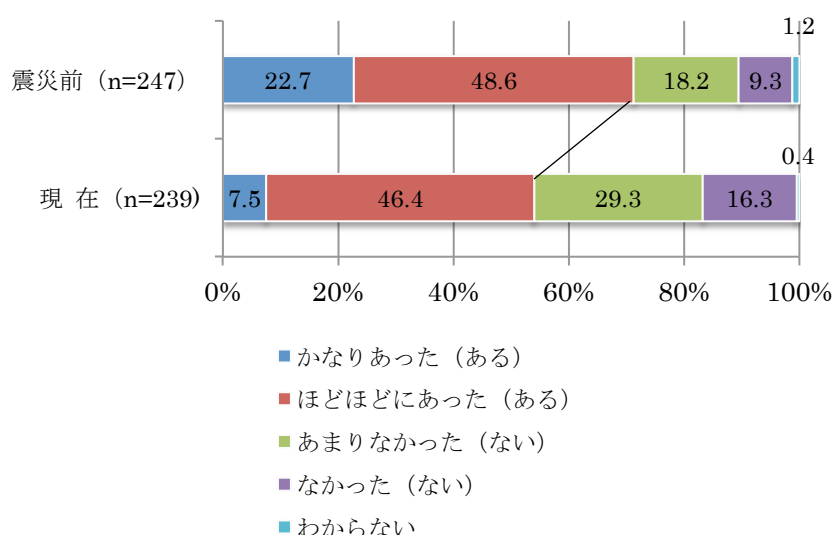
⁴ ちなみに、震災後に何らかの法的トラブルを経験した回答者に絞って集計しても、回答者（144人）のうち43.1%が「この制度〔震災特例措置〕のことは知らない」と回答している。

6. 近隣のつきあいや助けあいの関係：震災前より弱体化

本調査では、近隣とのつきあいや助けあいの関係が震災前と震災後で変化しているかを確認するため、「ご近所づきあいで、あなた自身やご家族がものをあげたり、手助けしたり、逆にものをもらったり、助けてもらったりという関係がどのくらいありましたか」を震災前と現在のそれぞれについて質問した。

回答の結果、そのような関係が「(かなり・ほどほどに) あった (ある)」の回答が、震災前には約7割(71.3%)あったのに対して、現在(震災後)は5割を少し超える程度(53.9%)にまで減少している(図表6)。回答者は、仮設住宅または災害復興公営住宅に入居している人々であり、被災により従来の居住地やコミュニティとは異なった環境で生活している。また、単身高齢世帯も増加しているといわれる。その結果、近隣とのつきあいや助けあいの関係が弱まっている可能性が推測される。仮設住宅や災害復興公営住宅で孤立する被災者が増えないように、日常的な見守りや支援の活動が重要であることを示す結果である。

図表6 近隣のサポート関係（震災前と現在）



7. 結 語

被災者の健康や福祉の問題、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などの復興まちづくりの問題と比較すると、被災者への法的支援は目立たない課題である。しかし、被災者は日々法的なトラブルに遭遇しており、また、上記・図表2で「自治体による土地の買い上げに関する問題」「土地・建物の売買、建築など」「年金・福祉に関する問題」などが震災後に経験したトラブルの上位を占めていることが示すように、健康や福祉、復興まちづくりをめぐる問題もしばしば法的な問題やトラブルの形をとって現れる。被災者に対する法的支援を持続的かつ効果的に行うことは、被災者の生活再建と地域の復興のための重要な課題である。

以上